

第35回広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

令和2年12月23日（水）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

秋田智佳子，衣笠正純（新任），長谷富美，西田篤，水野有子（新任），宮崎智三，森岡礼子，森脇喜美代，山崎俊恵（新任）

[説明者]

木村陽介首席家庭裁判所調査官，奥田裕家事首席書記官，久恒敬司少年首席書記官，森川直樹次席家庭裁判所調査官，星島美喜家事次席書記官，寺田裕文主任書記官，藤原尚子主任書記官，岩崎正彦事務局長，藤井常正事務局次長，砂子正道総務課課長補佐

[事務担当者]

南森弘三総務課長

第4 議事

- 1 委員異動報告
- 2 開会宣言
- 3 委員挨拶，自己紹介
- 4 委員長選任
- 5 委員長挨拶
- 6 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあった一人が傍聴することを許可した。

7 議事

「家事調停を中心とした新型コロナウイルス感染症対策」

[委員長]

本日の協議テーマに入る前に、前回の委員会で出された御意見等を踏まえた、その後の状況について、総務課長から報告させていただきたいと思います。

[説明者]

前回の家裁委員会では、家裁調査官について御説明させていただき、面会交流に関する社会資源への活用及び家裁調査官の仕事を社会に広く伝えていくための方策について御意見をいただいたところでございます。

面会交流に関する社会資源の活用につきましては、広島家裁のみで対応することが難しいような制度に関する御意見もいただいたところでございますが、近隣で面会交流の際に使用できる具体的な場所等についても御意見をいただきましたので、面会交流を行う際に活用できる場所等について当事者に提案、提示するための一覧表を作成することを検討しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時期面会交流を行うこと自体が困難な状況になったこと、また社会資源に当たる公共の場や遊戯施設等も使用できなくなったり、利用に制限があったりするような状況になったため、現時点では、資料の作成が難しい状況となっております。今後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、いただいた御意見を活用させていただく方策を検討していきたいと考えております。

次に、家裁調査官の仕事を社会に広く伝えていくための方策につきましては、家裁調査官が登場する小説やドラマ等のフィクションによって広めてはどうかという御意見や採用制度に関する御意見等をいただきました。大学等で実施する家裁調査官の業務説明会においては、家裁調査官の仕事や魅力を具体的に伝えることとして家裁調査官が登場する小説や漫画等を実物も提示しながら紹介するようにしております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、これまでと同じ方法で業務説明会を開催する

ことは難しい状況にありますが、大学の設備を利用したオンラインによる業務説明会を実施しておりますし、今後、裁判所の設備を利用したオンラインによる業務説明会の実施も検討しております。そのような機会を利用して、家裁調査官の仕事や魅力を具体的に伝える工夫をしてみたいと考えております。

[委員長]

本日のテーマは、家事調停を中心とした新型コロナウイルス感染症対策です。コロナ禍において、当初の家事調停事件で取った対策や対応を御説明した上で、調停実施のニーズと感染防止とのバランス、裁判所が行った対策や情報提供及び今後の調停運営について御意見をいただきたいと存じます。

[説明者]

本日のテーマは、家事調停を中心とした新型コロナウイルス感染症対策です。

本日は、まず家事調停手続について御説明させていただき、その後、コロナ禍での家事調停手続について御説明させていただいた上で御意見をいただきたく存じます。

家事調停は、家庭裁判所で親族間の争いを解決する手続の一つです。訴訟と比べ、手続が厳格でないため、誰でも簡単に利用できる身近な紛争解決制度です。

家事調停においては、原則として裁判官又は調停官と2人以上の調停委員によって構成される調停委員会が当事者双方の言い分を聴き、歩み寄りを促し、場合によっては解決案を提示するなどして、当事者の合意によって争いを解決することを目指します。法律的な評価をもとにしながらも法律のみにとらわれず、争いの実情に応じた柔軟な解決を図ることができる点が特徴です。

家事調停は、小規模な室内で、原則として調停委員が当事者と対面し、一定の時間、交互に、事情を聴取し、当事者双方の調整を図っています。

なお、家事調停で取り扱う事件としては、夫婦関係の調整、離婚、生活費の請求、養育費の請求、子との面会交流、遺産分割、親権者の変更などの事件があります。

家事調停手続における当事者からのニーズとして、「利用しやすさ」「分かりやす

さ」「安心・安全」ということが上げられます。

今回は、その中でも、「安心・安全」な調停手続のニーズを受けて、コロナ禍の中で、広島家裁がどのような対策を取ったかについて、御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国が緊急事態宣言を出し、国や広島県からは、次のような要請がありました。

まず国からは、全都道府県における外出自粛、人との接触を最低7割、極力8割削減、出勤者数の7割削減との要請があり、広島県からは、全日の外出自粛、他地域との往来自粛、人との接触を8割削減、出勤者数の5割削減との要請がありました。

以上の、国や広島県の要請を受けた緊急事態宣言下において、広島家裁は、国の一機関として、国民の命と健康を守るため、人との接触の機会を可能な限り減らし、感染拡大防止に最大限協力することを基本的姿勢とし、利用者に一定の不便をおかけすることにはなりますが、裁判官、裁判所職員としては、緊急事態宣言の趣旨に即した行動を取ることが、その時点での最大の責務と考えました。

そこで、広島家裁では、業務の緊急性に応じて継続すべき業務を縮小し、その業務に必要な職員のみ登庁して職務を行うこととしました。

調停係においては、次のような業務縮小を行いました。

出勤者数を削減するために、職員の一部は在宅勤務を行うこととしました。また、人との接触を削減し、密を避けるため、緊急性の低い事案については、期日を取り消すこととしました。具体的には、期日取消しの事務は、調停係の職員全員が出勤して行い、その事務を終えた後は、登庁して勤務を行う職員の数を半分程度とし、残りの職員は、在宅勤務を行うこととしました。

婚姻費用のように当事者の生活に直接影響のある事件や、子の引渡し、養育費のように子の生活環境に影響を及ぼしかねないような事件は、緊急性が高いため、業務縮小中でも調停期日を開いた事案もありました。業務縮小中に行った調停期日では、密を避けるため、裁判官又は調停官1人による単独調停を行いました。また、人の移動

や接触を削減するため、できる限り電話会議システムを利用しました。電話会議システムを利用した調停とは、当事者が遠方に居住しているときや、その他相当と認めたときに、当庁の調停室の電話と、当庁以外の場所にいる当事者を電話でつなぐことにより、調停手続を行う手続です。

事態が長期化する中で、広島家裁は、迅速な裁判の要請や早期の権利実現の必要性等を踏まえ、事件や手続の性質、早期に判断を示す必要性等を考慮した上で、徐々に業務を再開することとしました。業務再開に当たっては、様々な感染拡大防止策を取りながら、緊急性が高い事案から順次期日を再開することとしました。

調停係においては、次のように業務の再開を行いました。まずは、在宅勤務を行っていた職員の出勤を再開しました。そして、婚姻費用や養育費のように緊急性が高い事案にもかかわらず、やむを得ず期日を取り消した事案や、子の福祉に関する事案等を優先的に再開し、徐々にその他の事案も期日を再開していきました。期日再開当初は、使用できる調停室が少なかったこともあり、全ての事案について一斉に期日を再開するのではなく、段階的に期日を再開する事案を増やしていくという方法を取り、ゴールデンウィーク明けから再開していきました。また、後で御説明する様々な感染防止対策を取りました。

業務再開後の調停事件の進行は、次のとおりです。

業務再開直後は、業務縮小中と同様に、裁判官又は調停官1人による単独調停を行いました。また、引き続き、電話会議システムを積極的に活用しました。電話会議システムを利用する際、従前は、本人確認のため、最寄りの裁判所に出頭していただき、出頭した裁判所で本人確認を行った上で、その裁判所にいる当事者と当庁の調停室と電話でつなぐという方法を取っていましたが、コロナ禍の中では、最寄りの裁判所に出頭すると感染の危険性があることから、当事者本人が自宅にいる状態で、当庁の調停室の電話を受けていただく方法も事案によっては活用しました。

遺産分割事件のように、財産関係の事案では、書面による進行を活用して、当事者

全員の合意を得られそうな案件では、期日を開くことなく調停に代わる審判という当事者の合意相当の内容を記載した書面を送付することにより、調停手続を終了させる方法も行いました。

[委員長]

それでは、まずここまでの部分で、御質問などございますでしょうか。

[委員A]

電話会議について、私ども民間企業でもZoomなど画像を使ったものが今回のコロナ禍を機にかなり普及しました。電話会議というのは、最低限のラインだとは思いますが、顔が見えるほうがより良いと思います。その辺りについて教えていただければと思います。

[委員B]

現場で事件処理をしていた者の1人としての説明になるのですが、裁判所では、テレビ会議システムを整備しております。裁判所によって設置数は違っているかと思いますが、テレビ会議システムという形で、画像も音声のやり取りもできるというものでございます。

今、お話がありました、ウェブ会議等ということになりますと、これは、裁判手続における利用については、今後の大きな検討課題だというふうに考えております。

民事事件のほうでは、IT化の検討が進められていて実施されているというふうに聞いておりますけれども、今のところ家事事件につきましては、いろいろ様々な難しい問題があり、これから解決していくべき課題が多いというふうに考えております。

[C委員]

単独調停の実施状況について、具体的に教えていただければと思います。

[説明者]

概数ではありますが、5月中に行った単独調停の期日は33期日ありました。5月中に指定された全期日、これは取消しがあったものも含めてですが、全期日に占める

単独調停期日の割合は、約11%ということになります。事件種別としましては、離婚に関する調停、同事件と同時進行する婚姻費用分担や面会交流等を含む離婚に関する調停が19件、養育費に関する調停が6件、婚姻費用分担に関する調停が2件ありました。その他にも親権者変更、子の監護者の指定等、親子関係不存在確認、財産分与、親族間の紛争調整、祭祀承継者指定がそれぞれ1件ありました。

[C委員]

単独調停の実施は、裁判官が必要と判断して実施されることが大部分でしょうか。あるいは、期日取消しを本人に連絡をした際に、本人はそれでは困りますとかいうような要請があつて実施しますということになったのか、どういったことで単独調停にされたのかというおおよその判断基準が分かれば教えてください。

[B委員]

いろいろな要素、すなわちその時間帯に何件入っていて、自分が何件こなせるかというようなことも考えましたし、事案の性質上、単独調停を行うのが必須なものと考えて選んだというふうに考えています。ほかの係もおそらく同じだったのではないかとこのように想像いたします。

[説明者]

では、ここから後半部分に入ります。

感染拡大防止対策として、3密を避けるため、室内の換気及び消毒、消毒液の設置、職員及び来庁者へのマスク着用の促し、ソーシャルディスタンスを保った調停室の整備を行いました。

調停手続は、申立書を提出することで始まりますが、受付カウンターに、飛沫防止対策としてビニールシートを設置しています。また、対応カウンターの数を減らし、同時に多数の来庁者で密にならないように対策を取っています。職員が、受付カウンターの消毒を行い、室内の換気を適切に行っています。

調停期日に来庁されたら、調停係の受付カウンターで受付手続を行っていただきま

す。受付カウンターには、飛沫防止対策としてビニールシートを設置しております。受付時には、「受付カード」をお渡ししています。従前は、ラミネート加工したものを使用し、期日後に回収して使い回していましたが、感染防止のため、紙のものを使用し、使い捨てとする扱いとしました。

調停手続は、当事者双方から交互に事情をお伺いしますので、調停委員が他の当事者の話を聴いているときには、待合室でお待ちいただくこととなります。待合室の長椅子には、注意喚起文書を貼付して、間隔を空けてお座りいただくように御案内しています。また、朝と昼に、職員が椅子を消毒し、室内の換気のため、ドアを開放しています。

待合室が密にならないように、業務再開前から、ロビーにパーティションで区切った予備待合室を設けています。この予備待合室以外にも、調停室の一部を予備待合室として利用しています。

比較的小さな調停室は、ソーシャルディスタンスを保つのが難しい広さですので、飛沫防止パーティションを設置しました。調停で使用する全ての調停室は、朝と昼に職員が消毒作業を行っています。

調停室では、一定の時間、交互に当事者から事情を聴取しますので、当事者が交代する際には、部屋の換気を行っています。調停委員には、調停期日に調停事件記録を渡す際、「新型コロナウイルス感染症への対策について（お願い）」と書かれた紙面をお渡しして、調停室の換気、マスク着用を促し、マスクをお持ちでない当事者には、調停係に備付けのマスクを利用することも促しています。

次に比較的広めの調停室ですが、従前は、調停委員と当事者が、同じ丸いテーブルに座っていましたが、現在は、長いテーブルを設置するなどして、対面の距離を取る工夫をしています。

執務室前の廊下の長椅子についても、職員が消毒作業を行っています。

続いて広報等の対応について説明します。

既に、調停事件の当事者になっている方に対しては、調停係から期日の取消し等の連絡をしましたが、これから申立てをする方に対しても、周知を行う趣旨から、ウェブサイトを活用して裁判所の状況をお知らせしました。ここでは概要を説明します。

まず、政府による緊急事態宣言の発令を受けて、調停期日等を取り消すこととなったため、その内容を4月17日にウェブサイトに掲載し、その後、緊急事態宣言の延長や解除などを受けて、調停期日等の再開の方針を確認し、その都度ウェブサイトを更新しました。

緊急事態宣言が解除された後の5月22日以降は、感染拡大防止に関するお願いを掲載しました。

次に、報道機関を介した広報について説明します。

裁判所の広報活動における情報発信の主な手段は、ウェブサイトになりますが、今回は、原則期日取消しとなったことを踏まえ、より幅広く利用者の方にお知らせする必要があると考え、4月17日にウェブサイトに掲載した内容を、その日のうちにプレスリリースしました。その結果、翌日の地元紙の朝刊において、原則として4月20日から5月6日までの期日を取り消すことを報道していただきました。

次に、庁舎内における感染防止のための注意喚起について説明します。

まず、玄関や各階に感染拡大防止への御協力をお願いする案内を掲示しております。また、待合室には、感染拡大防止に向けたチラシを貼ってお願いをしております。さらに、玄関には、来庁者に対しても、マスクの着用をお願いするチラシを貼っております。内容は、できるだけ簡潔で分かりやすい記載となるようにしております。

最後に、最高裁判所から示された新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について説明します。

最高裁判所事務総局において、専門家の助言を得て、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、裁判所における感染防止対策についての考え方が整理され、全国の裁判所に

周知されました。整理された対策の考え方につきましては、最高裁判所のウェブサイトに掲載されております。最高裁判所から示された考え方では、裁判所の業務を踏まえた感染防止対策が示されており、具体的な対策は各庁において、地域の感染状況等の実情に即して検討するように指示されております。当庁におきましては、本日皆様から頂戴する意見等に加え、最高裁判所から示された考え方を踏まえ、広島家庭裁判所としての感染防止対策を検討してまいりたいと考えております。

[委員長]

今まで説明のあった部分について質問等ございましたらよろしく申し上げます。

[A委員]

広島家裁、全国の裁判所、地裁等も含めて、裁判所で感染があったのか、感染したと思われるようなデータとか、具体的にはあったのでしょうか。

[説明者]

職員の感染状況に関してですが、まず広島家裁の職員については、現時点では感染者は出ておりません。他庁のことについては承知していないのが現状でございます。

[C委員]

先ほど予備の待合室として調停室の一部を待合室として利用という説明があったのですが、どこにあったのかということと、皆に知らされていたのかという二つ教えていただければと思います。

[説明者]

予備の待合室につきましては、従前調停室1室を固定的に予備の待合室と位置付けていた時期はございましたが、その後の状況も踏まえて、今は必ずしも固定はしておりません。ただ、当日の部屋の空き具合や使用状況によって、接触をあまり気にしなくて良い方は、一定の調停室で待っていただいております、個別の案件でそのような運用をしております。

[委員長]

説明者のほうで、補充することございますか。

[説明者]

予備の待合室の利用について、一般に周知はしておりません。待合室において気になるといった申出があった場合に、予備の待合室に御案内しております。

[D委員]

今日裁判所に入ってきて、検温とかは特に言われなかったのですが、来庁者のスクリーニングについて具体的な仕組みはどうなっているのでしょうか。来庁時が最も大切で、どういう体制を敷かれているのか教えてください。

[説明者]

まず検温についてですが、来庁者の一律の検温というのは実施しておりません。来庁者には体調不良の場合には、来庁を控えていただくよう御案内をしております。また、来庁時には、先ほど説明しておりますが、マスク着用をお願いした上で、体調不良の申出があった場合には、特段の事情がない限り、退庁していただくよう職員から促しております。非接触型体温計は、最近購入したところでありまして、体調不良との申出があった場合などには、個別に検温を行うことも検討しているという状況でございます。

[D委員]

合理的にはきちんとそこを押さえないとなかなか厳しいのではないかなと思います。今のやり方だと感染者を呼び込んでしまうのではないかということを懸念しました。勤務するセンターなどでは病弱な子どもも多いから、検温や風邪症状などをチェックしたりとか、具体的な条件を提示したりするなどして、かなり水際で対策を取るようにしていますが、裁判所ではその辺がフリーパスに近いのではないかという気がしました。

[委員長]

今までの裁判所からの説明と、それに対する御質問への回答も踏まえて、これか

ら意見交換に入ってまいりたいと思います。

まず、調停実施のニーズと感染防止とのバランスについてというところについて、皆さんから率直な御意見をいただけたらと思います。

[D委員]

先ほども感染対策の話をしたのですが、広島家裁でも春の時点での対応を踏まえ、その後、感染が秋にやってくるというリスクがあることは分かっていたと思います。一つは、全体としていろんな整理をされているのか、あまり春から変わってないのかどうかを教えていただきたいと思います。

もう一つは、来庁者への具体的な感染対策でいえば、検温については、やはり、今どこでもやっていて、チェックを受ける態勢があれば、来庁についての構えにもなるので、やはり具体的にそのようなことをする必要があると思います。それから、細かいことなのですが、先ほどトイレに行きました。トイレでエアクリナーが使用できないようになっていたのですが、ペーパータオルみたいなものも置いてありませんでした。手洗いを徹底するとしたら、ペーパータオルを置いておいて、常に手洗いをするとか、そういう細かい徹底も必要なのではないかと思います。その辺りは予算の問題があるのか分かりませんが、トイレのすぐそばには、消毒液が置いてあって、衛生意識の高い施設と思われまますので、来庁者もある種の緊張感を持って来るような状況だと思いますし、その辺のところも考えていると思います。そして、逆に職員のほうも一緒だろうと思います。例えば、来庁者に持ち込ませないということと、職員が持ち込んで、広げないという問題があります。職員への研修など裁判所も対策されているのかは気になるころではあります。また、具体的な工夫として、先ほどテレワークと言われていましたけども、必ずしもテレワークをしなくても、コロナ対策を徹底することでできることがあるでしょうし、細かいことをいえば、食事の場面が一番うっとりやすいと言われており、どのような対策をされているのかが気になります。例えば、食堂を昼休み開放しているのか、また、食事の際に多くの人としゃべっている

と、それでうつつってしまうので、職員サイドの感染対策がどうなっているのかが気になるところです。

最後に、感染状況のステージが1から4までありますが、ステージが上がってきたら、どのような制限をするかというフォーマットみたいなものがあるのかないのか、それから、ステージによって、例えば2から3、3から4に上がる段階であれば、3になればこうしようみたいに事前に検討しておけば、迅速にできることもあるのではないかと思います。その辺りの検討はどうされているのでしょうか。

[説明者]

まず、段階に応じた整理については、第一波の対応を踏まえて、いろんな振り返り等を行ったところでありまして、今後の課題をどうするかというところがまさに課題として検討しているところでございます。最高裁から12月4日に全国の裁判所にも感染防止対策が示され、それによると最高裁判所において専門家の知見等をもって確認して整理され、根本的な考えをまとめられているものも参考にしていくことになります。

[D委員]

大きな話であり、もう少し具体的な落とし込みが必要だと思います。裁判所でも職員の職種によって仕事が違うと思います。例えば自身が勤務するセンターの仕事ですと、例えば言葉のセラピストなどですと、口の中をのぞくことがあります。また違った職種であるとその制限されるレベルも違うので、個々の仕事の中身によって、3密になるのかどうなのかというところで、かなり細かく検討をしています。裁判所の個々の仕事がよく分からないところもありますが、具体的な落とし込みをしながらステージによってその業務をどのように制限するのかという検討が必要になると思います。それが、業務レベルを落とさずかつ感染リスクも防げるような検討になっていくのではないかという気がします。

[委員長]

御意見ありがとうございました。説明の途中でしたので、続けてください。

[説明者]

トイレ内のペーパータオルにつきましては、まさに消耗品の調達ということになります。今日いただいた意見は貴重な御意見だと思っておりますので、また検討させていただきます。

職員にウイルスを持ち込ませないという点に関して、職員に対してどんな指導を行っているかということになりますが、職員に対しては、日頃から健康観察、日々の体調チェックを促しており、風邪症状が見られるとき、体調不良の場合などには、出勤を控えるよう注意徹底をしているところです。それから、昼食に関しては、ほとんど職員は、デスクに座って食事をしております。デスクのレイアウトは、対面では2メートルぐらい離れている部屋もあるのですが、そうでない部屋であれば、手作りのビニールシートを置いたりして、そういった中で飛沫が飛ばないように対策をとっているという状況でございます。

[委員長]

いただいた御意見のうち、現実にできていないところは、今後それを踏まえて実現できるかどうかを含めて検討してまいりたいと思います。貴重な御意見を本当にありがとうございました。

[E委員]

私どもの会社でやっていることが少し御参考になればというふうに思います。まず、外から持ち込ませないというところでは、リース会社が感染防止の足元のマットを出しておりますので、入り口等に、そのマットを踏むように敷いていただいております。お客様が来社された際に名前と連絡先を書いていただく際のテーブルの足元にそのマットがあります。もう一つ体温を測るというのは、毎朝社員にも測ってもらっていますけども、それも非接触の体温計を採用して、タイムカードに自分が測った体温を横に書くようにさせています。食事時間に関しては、今までは12時から1時と

いう時間でしたけど、10分間は誰もいないという環境を作って完全に換気し、11時半から12時20分までと、12時半から1時20分までの二手に分かれて食事をするようにしています。そういったような感染対策を新たに取り入れてまいりました。

[委員長]

どうもありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。

[C委員]

弁護士をしておりますけれども、弁護士会のほうで、5月1日付で家庭裁判所に要望書を出しています。その要望書の要望の内容の一つは、家庭裁判所で扱う事件が、身分関係、家庭生活上の存在自体など、当事者や子どもの暮らしに密接に関わり、婚姻費用、養育費、扶養料の事件は、家計に直結して早期解決を望まれるので、期日を取消しにするだけではなくて、期日を実施するとか、あるいは期日を実施して暫定的に生活費を決めて払うという中間合意をするとか、そういったことをしないと全く生活費が入らなくなってしまうということを書いています。それだけではなくて、期日が入ると、当事者の方は、弁護士がついている事案でもそうなのですが、とても安心をされます。期日に話をしまししょうね、それまでもうちょっと我慢してねというふうに心の安定になります。その期日が、一切入らなくなってしまった。そのことによって、心理的に非常に大きなストレスが起きました。もちろん経済的な負担もありました。負担というか生活費が入らないというストレスもありました。通常、午前と午後に調停をやって、それぞれの中で30分ずつお互いを聴取するとなってますけど、それをもっと短くするとかといった工夫も、今後是非実施していただきたいなと思っています。電話会議システムについてですけど、もちろん顔が見えたほうがいいですけども、せめて同時に電話で話ができるという電話会議をすることによって、そうした期日を入れて実施するということで経済的、心理的なストレスをできるだけ最小限にするという必要性があります。

それから、DVの事案などは、別々の部屋で当事者は動かずに、調停委員だけがあっち行ったり、こっち行ったり動いて、当事者の方は一切動かないという、それが一番感染対策にはなるので、部屋は余分に必要ですが、別室調停というのも、コロナの感染のリスクということで、当事者が延期してほしいというような事案もあるので、その分部屋が空く場合もあるのではないかと、そういう意味での別室調停というのも考えていただきたい。それから待合室も先ほどから申し上げたのですが、横については、×のマークがついていて感染対策が一定取られているのですが、長椅子と長椅子の間が狭くて、弁護士の間では、前の長椅子の人が咳をしていたら、これは完全にうつるなとか言いながらずっとその部屋で待っているという話も出ています。長椅子と長椅子の間が余りにも狭いので待合室をもっと椅子を少なく別の部屋を2つ用意するというふうには是非していただきたい。もちろん建物の構造上限界があるのは承知の上ですが、長椅子の前後のことを是非御検討いただきたい。

単独調停というような話を、今日はお聞きしたのですが、私自身は、不勉強で、単独調停というのを経験したことがなく、知りませんでした。私が担当している事案で、単独調停しますよという御連絡が入らなかったものですから、家庭裁判所で先ほど報告があったような件数の33期日が5月中に開かれたことを存じませんでした。私の担当した離婚調停は、4月30日に申立てをして、第1回期日が3か月後の7月27日でした。その間、この案件は相手側がしょっちゅう別居している申立人の方にやってきたものですから、そのたびに警察を呼ぶ騒ぎになって、そのたびに私の方に連絡があり、私自身もとてもしんどかったです。もちろん当事者も大変でした。離婚調停というのは、その中に婚姻費用も養育費も含まれていますので、単独調停という手段があったら、「はい、お願いします」というところだったのですが、知らなかったので、お願いをすることもしませんでした。それからもう1件は、離婚後の紛争調整の調停を4月3日に申し立て、第1回期日は4か月後の8月4日になりました。これも申立人と相手方とがそれぞれが発達障害や精神障害があり、申立人を弁護士で

はとても説得ができない事案なので、調停委員から言ってもらって何とかまとめたいなど心から望んでいる事案でしたので、その間も申立人からさんざん連絡があり、説得ができず、私自身、大変しんどい思いをしておした。このように、弁護士がついている事案でも、期日が開かれないことによって、非常に大きな支障をきたしております。要するに、弁護士がついている事案でも緊急性をなかなか伝えることが難しい、まして弁護士がついていない事案は、当事者が急ぐという事情をなかなか伝えられないので、今後また同様のことが起こったときには、申立書の内容などを確認して、相互に弁護士がついていない事案でも、緊急性を判断して柔軟な対応を是非していただきたいと思います。また、再開した後も、今も期日が入るのがなかなか遅いというように、今も尾を引いているということを知っていただきたいと思います。

[委員長]

いろいろ御指摘いただいてありがとうございます。裁判所側として、直接本人に接している弁護士の方のとても貴重な意見をいただきまして、そのことも踏まえて今後の業務の在り方を考えてまいりたいと思います。

今の委員の意見について、何か裁判所側でお話しておいたほうが良いことがありますか。

[説明者]

待合室の関係ですけれども、おっしゃっていただいたように期日が減っている状態だと空き部屋も出ますので、その時々状況である程度は対応可能かと思います。現状では、利用の状況等を見ながら、室中の掲示も一応縦の位置をなるべくずらしていただくことと、マスクをしている者同士でも対面する状態にならないように、1メートル程度は距離が取れるように配置をしております。しかし、先ほど委員から御指摘いただいたような不安を感じられるということであれば、改善できる面がないかという検討はしていきたいと思います。

[委員長]

期日の指定に関して、B委員から何かおっしゃっていただけることはありませんか。

[B委員]

今の委員からの御指摘を正にそこを御議論いただきたいところでして、普通に感染状況がない中で期日を行っている、1日当たり相当の人数が裁判所にお見えになります。こちらの対応する人数のほうも調停委員や裁判官、書記官、調査官、事務官を含めて、全員登庁するとかなりの人数になっております。そういった中で、3密状況をなるべく避けるという努力をしており、こちらに来ていただく人数を減らして、なるべく密な状況を生じさせないようにしようと考えております。一つの方策としては、できるだけ来庁いただかない方策で期日を維持する、電話会議等を使うという形になりますけれども、それは機材が限られております。しかも期日を維持するとなると、裁判所職員は登庁してくるということになりますので、職員間での感染というものやはり考えなければいけない。それがなかなか保ちにくいという話になってくると、期日を取り消すという選択肢も出てくることになります。そういった中で、調停手続をおやりになっている方はどなたも自分の事件というのは非常に重要なものであって、予定どおりやっていただきたいというふうに思われているのは当然のことだろうと思いますが、どういうところでバランスを取っていったら良いのか、御意見をいただければ、私は個人的には非常にありがたいと思っております。

[F委員]

電話会議であれ、一般にテレビ会議というシステムに限りがあるということなのですが、今後、回線を増やすとかそういったことを検討されているのでしょうか。

[説明者]

電話会議を利用する調停ですけれども、コロナ禍でどれぐらい実施したかということとは、統計を取っておりませんので、件数自体はお答えできません。ただし、コロナ禍の4月、5月に期日を取り消した時期では、3者間での通話が可能な電話回線シス

テムが2台ありまして、ハンズフリーで会話できるスピーカーホン、これが2者通話になるのですが、それが1台ございました。その後、9月には、ハンズフリーで会話できるスピーカーホンを9台本庁に整備しました。今後より一層効果的に活用していきたいと思っているところです。

[F委員]

そうすると今9台あるということで、それがフルに活用されているのでしょうか。

[説明者]

現在、12台あるのですが、月曜日から金曜日の各期日で、それを全部使っているかというところではなく、電話会議が必要な事件のみに利用しています。統計を取っていないので、感覚的なところなのですが、半数前後ぐらいまでと認識しております。

[B委員]

裁判所に大勢の方がいらっしゃるより、電話会議等を最大限活用して、来ていただく方々の数自体を減らすことも重要ではないかと思っておりますので、いろいろアレンジをしまして、フル活用する方向性で検討しております。

個別の事件の話になって申し訳ありませんが、遠方からの御出頭をされたいというお話があるような事案であった場合には、こちらから電話会議システムを利用される方向でアレンジをし直しまして、期日を実施しているというものもございます。

[委員長]

裁判所が行った対策や情報提供についてという辺りを議論したいと思います。まずは裁判所が行った対策や情報提供についての御意見や、是非このようにしたらもっと良いのではないかというアドバイスをいただければと思います。

対策や情報提供につきましては、今までもD委員やE委員から、対策についてのアドバイスなどもいただいておりますので、おおむねそういうお話でよろしければ、今

後の調停運営，優先すべき事件等についての御意見を承ることにしたいと思うのですが，それでよろしいでしょうか。

[A委員]

話を聞いていて思ったのがトリアージに似ているなと思いました。それぞれの医師が選別するというのとは別に，それを俯瞰的に見る人が必要なのかなというように感じました。いわゆる調整役が必要なのではないかということを感じました。

[F委員]

先ほどコロナ禍の状況で単独調停を行った事件に関しましては，裁判官の判断で，単独調停の期日を入れたというお話だったのですが，広島家庭裁判所の裁判官の間で事件についてどのような事情を勘案して，選別するかといった意見交換をされているのでしょうか。また，そうしたものがあつた場合には，浮き彫りになった課題があれば教えていただきたいです。

[B委員]

春の状況下でも，登庁している裁判官同士でいろいろ話し合い，相談しながらということもありましたけれども，基本的に裁判官は独立してそれぞれで判断しますので，それを前提に相談しておりました。ただし，相談する中で，一定の事件については，ある意味優先度の高いものではないかという，裁判官同士であればある程度コンセンサスがあるのではなかろうかというような意見がありました。いわゆる保全事件と言われているものであったり，これは調停前の保全であったり審判前の保全といわれるのですが，最終的な決着がつくまでの間，それを待ってられないような事情があるというような場面において，仮の処分をするというような内容ですが，これが伴っているような件については各裁判官が優先的に考えていたのではなかろうかと思っています。今後の状況につきましては，やはり引き続き相談をしながら，業務をしながら，それぞれの判断を尊重するという形で検討することになろうかなと思っています。

[委員長]

今のお話は、A委員の質問に対する回答でもあるかなと思ひまして、裁判官の最終的事件の進行については、最終的には自分の判断で行うということに制度上なっているのですが、ただその判断は独善的になってはいけないのは本当にそのとおりでして、どうするのが良いのかに関しては、ほかの裁判官の意見を聞いたり、いろんな方の意見を聞いたり、ここでの意見なども伺って、今後どういう事件を優先的にやっていったら良いのかについて、率直な御意見をいただければなと思ひます。先ほどのC委員からいただいたことも、大変参考になるお話だったと思ひます。ですから、皆様の良識というか、知見というか、また御自身の御体験も踏まえて、こういうような事件、あまり細かい事件については御存じないかと思ひますが、家庭裁判所に来るような事件でこういうようなタイプの、例えばですが、子どもの関係であるとか、こういうようなタイプの事件がやっぱり急いだほうが良いのではないかという御意見があれば、是非ここでいただければと思ひます。

[G委員]

子どもや保護者からの相談を受けるような部署でありますので、その関連で時々思うことがあります。夫婦関係がうまくいっていらっしやらない、それも非常に深刻な場合などには、そのストレスの矛先が子どもへの虐待に向けられる。そういった御相談や事案に遭遇することは、ままあります。やはり教育に携わる者としては、子どもが犠牲になるということは非常に心苦しいところがございまして、その辺りの家庭の事情につきましては、例えば教育委員会などが知り得る情報のようなものも提供できることがあれば、協力していけるのではないかと思ひますので、そういった事案の優先に御配慮をいただけるよう、教育に携わる者としては、是非お願いしたいなというふうには思っています。

[F委員]

子どもの養育などに関わる問題を優先的にということは、今の委員の御意見に、

私も賛成ですし、コロナ禍の状況においても、広島家裁のそうしたことを優先的に単独調停で入れておられたと思います。ですので、その方向性自体が間違っていないと思うのですが、先ほどC委員からお話がありましたように、その当事者の切迫状況を具体的な事件でどういうふうにするのかという問題があるかだと思います。調停の申立ての際に提出される書面で審査されているのか、それ以上に当事者に一度郵便なり電話なりでコンタクトを取った上で判断をされるのか、申立時に当事者の意思を確認するのか、全てを当事者の意思、希望どおりにはできないと思いますが、そうした辺りのことも当事者の意思ですとか、具体的な事件での切迫状況をどういった資料で知るかということについてお伺いしたいと思います。

[B委員]

個人意見になってしまうのですが、先ほどから御指摘がありましたように、子どもさんに身体的な暴力が及ぶであるとか、例えば御飯が食べられないのではないとか、いわゆる小さなお子さん、あるいは高齢者も含めてかもしれませんけども、自分で自分の身を守ることについて、非常に危険が及ぶような事案というのは、私は裁判官の間で、優先的に進めていくコンセンサスがあるのではなかろうかと思っています。それよりも、もう少し次の段階でどうするかという部分で非常に難しい点が表れるのではないかと思います。いろいろな判断をするときの情報としては、当事者が書いたものをどうするか。これまで事件が係属していた場合には、その係属期間中に裁判所が得ている情報、これをフル活用してなるべく的確な判断にしたいと思っています。しかし限界がございまして、例えば、金曜日の段階で翌週月曜日の期日をどうするかという話をしていた春の段階では、そのときに当事者に電話をかけて意見を聴取して、どれを残してどれを取り消すか、あるいは変更するかというような判断をすることを短時間で行うことは極めて難しかったというのが実情でございます。今後どうしていくかについては、本当に悩ましい問題で、むしろそれをここでいろいろと議論いただいて私どものほうに御教示いただければ本当にありがたいと思っております。

す。

[F委員]

コロナ禍の状況で、単独調停を入れた事件の類型とか、それらがどういったケースであったかという情報がある程度蓄積されているのであれば、広島家裁でまとめられて、そうした要素を持つものを優先的にやろうということでも良いのではないかと考えますがいかがでしょうか。

[委員長]

裁判官同士の意見交換はよくやっております、そういう意味であれば今後も続けていくということをお勧めいただいたと理解しました。今後もどのような事件で電話会議することができるか、単独調停にすることができるか、また優先的に考えるかについては、考えてまいりたいと思います。

[H委員]

まず緊急性の判断について、事例を集めるということも必要かもしれませんが、事案というのは個々に動いていますので、一定の法則性が必ずしもあるわけではないし、いろんな情報があって、情報を得た者がどう判断するかというところに関わってくると思います。そういう意味で、裁判官同士で協議されているということだったのですが、家裁調査官が、いろいろ細かなこと、例えば児童相談所との調整とか、そんなことをされていると思うのですが、家裁調査官と裁判官で緊急性を判断するとか、そういうようなことがあるのではないかと思います。その辺りについて、どんな状況になっているのかお聞かせ願えたらと思っています。

[説明者]

事件が申し立てられ係属した段階で、調査官のほうで記録一式を閲読しまして、進行方針とかについて裁判官に意見具申するという段階がございます。それに基づいて裁判官のほうでそれを参考にして、どういうふうな進め方をしていくかという判断をして、調査官に命令が出されるというようなシステムになっています。

[H委員]

期日については、調査官と打ち合わせいただいて裁判官の専権事項でやられているということによろしいですね。

[説明者]

先ほど申し上げましたのは、調停が開始される前の手続のお話です。調停が開始された後に関しましては、調停期日に立会いをしているケースにおいては、その立会いしている調査官が裁判官に意見具申しております。また、調査官が期日立会いをしていないケースにおいては、調停委員が調査官の意見を聞きたいということがあったり、あるいは裁判官が調査官と一緒に進行方針について協議をしたいというような話になった場合は、立会当番の調査官が呼ばれて、その協議について今後の進行方針を協議し、そこで意見具申をさせていただくというようなシステムになっております。

[F委員]

調停委員の方と裁判所の裁判官とでこういった事件については優先していこうというような方向性を話すという場はありますでしょうか。

[説明者]

調停委員は、調停事件に関して具体的には個別事件の調停委員に指名されて担当することになりまして、そのときは、裁判官と一緒に調停委員会というその事件を運営する組織を構成しますので、個別案件の進行については、その委員会の中で随時必要に応じて意見交換をするということになります。その他には、裁判所全体としては、調停委員向けの研修会ですとか、そういうところでそういう問題を取り上げればそういう機会を得ることはできるということになります。

[F委員]

是非、調停委員の方々の意見も参考にされてはどうかというふうに思います。

[委員長]

個別の事件については、先ほど説明者から申し上げたとおりなのですが、一般的

な運用について、調停委員の意見を聞いたらどうかというアドバイスをいただけたか
と思います。その点も参考にさせていただきたいと思います。

[C委員]

単独調停という制度や電話会議というものがあるということ、弁護士をつけてい
ない当事者にも告知することがあっても良いのではないかなと思いますし、申立書に
簡単にしか書かれていない場合も、書記官から電話をして、例えば先ほどの婚姻費用
であるとか、その増額であるとかといった場合に、そのコロナの関係で仕事のシフト
が入らず収入が減っているといった事情を聞くことができれば、これは単独調停が必
要だなといったことになるかと思います。弁護士がついていない事案での書記官レベ
ルでの聞き取り補充というのを検討いただけたらと思いますし、裁判所の調停委員が
裁判所に来て、電話で調停期日を行うということも、今後も検討いただければなと思
います。

[委員長]

御意見ありがとうございました。今の御意見も踏まえて今後の調停運営を考えて
まいりたいと思います。どうもありがとうございました。

熱心な議論をいただいたおかげで、充実した御意見を伺うことができました。あり
がとうございました。時間の関係もありますので、以上で意見交換を終わらせていた
だきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは続いて、次回の委員会のテーマについて御意見をいただきたいかと思いま
す。次回テーマ案について何か御意見ございますでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、今度は少年事件の関係ということで、被害者配慮
制度について、あるいは少年の教育的な働きかけの更なる充実についてなどはいかが
かと思いますがいかがでしょうか。

[説明者]

被害者配慮の制度ですと、手続的な説明をして進め方についての御意見等を伺う

ということになるのかなと思います。教育的な働きかけの更なる充実になると、主に調査官側で行っている手続になろうかなと思います。コロナ禍での進め方とか、そういったことも含めて御意見をいただくことを考えております。

[委員長]

少年事件ですと、おおむねこの2つのいずれが良いかについて何か御意見ございますでしょうか。

特にございませんかね。

それでしたら、最近の実践例が多いのは、少年の教育的な働きかけの更なる充実のほうかと思しますので、そちらにさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)